

「よくあるお問合わせ」

*ご確認の上、ご不明点があれば実習支援部 相談支援課へご連絡ください。

PDF 内の検索は
キーボードの「Ctrl」と「F」ボタンを同
時に押すと検索窓が開きます。

【特定技能】

2024年 6月 11日時点

	質問内容	回答	参考資料・URL
1-1	特定技能制度とはどのような制度ですか。	特定技能制度とは、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。 JITCO の HP では、本制度をわかりやすく解説しています。 より詳細な内容を知りたい方は、出入国在留管理庁の HP をご覧ください。	JITCO 在留資格「特定技能」とは https://www.jitco.or.jp/ja/skill/ 出入国在留管理庁 制度説明資料等(Explanatory materials for "Specified Skilled Worker",etc) https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri/01/00133.html
1-2	登録支援機関とは何ですか。	登録支援機関とは、受入れ機関(特定技能所属機関)から委託を受け、1号特定技能外国人支援計画の全ての業務を実施する者のことです。 受入れ機関(特定技能所属機関)は、特定技能1号外国人に対し支援を行わなければなりません、その支援を全て委託することができます。委託を受けた機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることで「登録支援機関」となることができます。	JITCO 在留資格「特定技能」とは ③受入れ機関と登録支援機関について https://www.jitco.or.jp/ja/skill/#section3
1-3	登録支援機関を探すにはどうしたらいいですか。	登録支援機関を探す場合は、出入国在留管理庁の HP に掲載されている「登録支援機関登録簿」が参考になります。	出入国在留管理庁 登録支援機関登録簿 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004247.xlsx
1-4	登録支援機関の支援責任者と支援担当者は常勤職員でないと認められませんか。	支援責任者は、登録支援機関の役職員であれば、常勤でなくてもかまいません。支援責任者が支援担当者を兼任することは可能です。一方、支援担当者は登録支援機関の役職員であり、常勤であることが望まれます。 また、支援担当者は登録支援機関に所属する者の中から選任され、特定技能所属機関毎に1名選任するものではありません。基準に適合すれば、支援責任者も支援担当者も複数人の選任が可能です。	出入国在留管理庁 特定技能運用要領・各種様式等 I 要領本体 特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第9章 登録支援機関 P135 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri/07/00201.html
1-5	介護分野で受け入れる場合の人数枠について教えてください。	事業所単位で日本人等の常勤の介護職員の総数までの受入れが可能です。 常勤職員には、外国にある事業所に所属する常勤職員、技能実習生、1号特定技能外国人、EPA 介護福祉士候補者、留学生は含みません。ただし、在留資格「介護」や身分に関する在留資格は常勤職員に含めることができます。 ※建設及び介護以外の分野で特定技能外国人を受け入れる場合の人数枠の制限はありません。	出入国在留管理庁 特定技能運用要領・各種様式等 III 特定の分野に係る要領別冊 介護分野 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 P10 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004529.pdf 出入国在留管理庁 在留資格「介護」 https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/nursing_care.html
1-6	建設分野で受け入れる場合の人数枠について教えてください。	常勤職員の総数までの受入れが可能です。 常勤職員には、外国にある事業所に所属する常勤職員、技能実習生、1号特定技能外国人を含みません。 ※建設及び介護以外の分野で特定技能外国人を受け入れる場合の人数枠の制限はありません。	出入国在留管理庁 特定技能運用要領・各種様式等 III 特定の分野に係る要領別冊 建設分野 第4 建設特定技能受入計画の認定 P27 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004550.pdf
NEW 1-7	建設分野の固有要件とはどのようなものですか。	建設分野において求められる主な固有要件は以下のとおりです。 (特定技能外国人) ・建設キャリアアップシステムに登録すること。 ・2号特定技能外国人については、試験合格に加えて、「建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長や職長)としての実務経験があること。 (特定技能所属機関) ・建設キャリアアップシステムに登録すること。 ・建設業法第3条の許可を受けていること。 ・一般社団法人建設技能人材機構(JAC)に所属すること(JACの正会員である建設業者団体に所属している間接的な形態でもよい) ・特定技能外国人に対し、月給制、かつ技能実習2号を上回ること等の要件を満たした額面を支払うこと。 より詳細な内容を知りたい方は、出入国管理庁の HP に掲載された特定の分野に係る要領別冊(建設分野)をご確認ください。	出入国在留管理庁 特定技能運用要領・各種様式等 III 特定の分野に係る要領別冊 建設分野 第4 建設特定技能受入計画の認定 P17~ https://www.moj.go.jp/isa/content/930004550.pdf 一般社団法人建設技能人材機構(JAC) https://jac-skill.or.jp/ JACによる受入れサポートサービス https://jac-skill.or.jp/news/information/hiring-support-service-for-ssw.php

	質問内容	回答	参考資料・URL
1-8	技能試験は必ず受けなければいけませんか。試験を受けるにはどうしたらいいですか。	<p>外国人が特定技能で雇用されるためには、各分野の技能試験を受験し合格する必要があります。ただし、特定技能に従事する業務に関連する職種で技能実習2号を良好に修了した技能実習生は技能試験が免除される場合があります(質問 1-11 を参照)。</p> <p>各分野の試験日程、参考資料等については、分野ごとのHPをご覧ください。</p>	<p>介護分野 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html ビルクリーニング分野 https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_index.html https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/ 建設分野 https://jac-skill.or.jp/exam/index.php https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html 造船・舶用工業分野 https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/ https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/giken.html 自動車整備分野 https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/ 航空分野 https://exam.jaea.or.jp/ 宿泊分野 https://caipt.or.jp/tokuteiginou 農業分野 https://asat-nca.jp/exam 漁業分野 https://suisankai.or.jp/skill 飲食料品製造業分野 https://otaff1.jp/ 外食業分野 https://otaff1.jp/</p>
1-9	日本語試験は必ず受けなければいけませんか。試験を受けるにはどうしたらいいですか。	<p>外国人が特定技能で雇用されるためには、各分野共通の日本語試験を受験し合格する必要があります。ただし、技能実習2号を良好に修了した技能実習生は、その職種にかかわらず日本語試験は免除されます(質問 1-11 を参照)。</p> <p>※介護分野には、固有の日本語試験があります。そのため、外国人が介護分野で雇用されるためには、共通の日本語試験と両方に合格する必要があります。</p>	<p>国際交流基金 日本語基礎テスト https://www.jpff.go.jp/jft-basic/ もしくは 日本語能力試験(N4 以上) https://www.jlpt.jp/</p> <p>厚生労働省 介護分野固有の日本語評価試験 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html</p>
1-10	技能実習2号を良好に修了している場合、特定技能に必要な試験(技能試験・日本語試験)が免除されると聞きました。免除されるのはどのような場合ですか。	<p>(日本語試験) 技能実習を2年10ヶ月以上良好に修了していれば、各分野共通の日本語試験は免除されます。 この場合、特定技能に従事する業務と技能実習の職種・作業の関連性は必要ありません。</p> <p>(技能試験) 技能実習を2年10ヶ月以上良好に修了し、かつ、以下の①～③に当てはまる場合、各分野共通の日本語試験に加えて、技能試験も免除されます。</p> <p>・必須</p> <p>① 特定技能に従事しようとする業務が技能実習で修得した技能と関連があること</p> <p>・②～③のいずれか</p> <p>② 技能検定3級/技能実習評価試験専門級の実技試験に合格した合格証を有していること</p> <p>③ 実習実施者から「評価調書」を得ていること(旧制度の技能実習で未受検の場合も同様。なお、技能実習時の実習実施者と特定技能の所属機関が同一であり、かつ過去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合、評価調書の提出も免除される)</p> <p>なお、介護分野には各分野共通の日本語試験に加え、固有の日本語試験があります。詳細は介護分野の運用要領をご確認ください。</p>	<p>出入国在留管理庁 特定技能運用要領・各種様式等 I 要領本体 特定技能外国人の受入れに関する運用要領 第4章 特定技能外国人に関する基準 第1節「特定技能1号」P16-18 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004944.pdf</p> <p>出入国在留管理庁 特定技能運用要領・各種様式等 III 特定の分野に係る要領別冊 介護分野の基準について 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 P5-8 https://www.moj.go.jp/isa/content/930004529.pdf</p>
1-11	評価調書とはどういうものですか。	<p>評価調書は、特定技能に移行したい元技能実習生が「2年10ヶ月以上の技能実習を良好に修了した技能実習生である」ことを証明する資料です。 技能検定3級(もしくは技能実習評価試験専門級)実技試験の合格記録がなく、技能実習時とは異なる事業所で雇用される場合、評価調書の提出が必要となります。</p>	<p>出入国在留管理庁 在留資格「特定技能」に関する参考様式(新様式) https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00020.html</p> <p>参考様式第1-2号「技能実習生に関する評価調書」 https://www.moj.go.jp/isa/content/001338938.pdf</p>
1-12	特定技能外国人のための生活マニュアルはありますか。	<p>JITCO では、日本で生活する外国人向けに、自治体での手続、交通機関・医療機関の利用方法、公的年金等について、母国語で説明した教材(有料)を用意しています。</p> <p>また、出入国在留管理庁より生活・就労ガイドブックが公開されています。</p>	<p>JITCO 日本の生活案内(新訂版) https://onlineshop.jitco.or.jp/shopdetail/00000000233/ct39/page1/recommend/</p> <p>出入国在留管理庁 生活・就労ガイドブック(各言語版) https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html</p>

	質問内容	回答	参考資料・URL
1-13	送出国について	<p>特定技能制度での送出国の位置づけは、国によって異なります。詳細は出入国在留管理庁のHPをご確認ください。</p> <p>技能実習生が特定技能に進む場合、母国からの支援を継続するのか、どのようなかたちで続けるのか、送出国に確認することが推奨されます。</p> <p>(送出国とは)</p> <p>外国人の求職申込みを日本の機関に取り次いだり、外国人の来日後に母国から支援を提供したりする者をいいます。</p>	<p>出入国在留管理庁 特定技能に関する二国間の協力覚書 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html</p>
1-14	母国語で相談できる場所はありますか。	<p>(FRESC)</p> <p>特定技能外国人を含む外国人が仕事や日常生活等に関して母国語で相談したい場合は、FRESC(外国人在留支援センター)の総合窓口で日本語、英語、中国語による相談に対応しています。対面相談の他、オンライン(予約制)による相談を受け付けています。</p> <p>(CLAIR)</p> <p>日本に住んでいる外国人が生活上の問題で相談したい場合は、各地域に地域国際化協会の多言語相談窓口があります。対応可能な言語等については、相談窓口一覧表をご確認ください。</p>	<p>出入国在留管理庁 FRESC(外国人在留支援センター) https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html</p> <p>一般財団法人自治体国際化協会 CLAIR(地域国際化協会多言語相談窓口) http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html</p>
1-15	「特定技能1号」へ移行する予定がある場合の「特定活動(6月・就労可)」について教えてください。	<p>特定技能への移行準備が整っていない方で一定の要件を満たす場合には、「特定活動(6月・就労可)」への在留資格変更が可能です。</p> <p>※令和6年1月9日以降の申請については、付与する在留期間を「6か月」(従前は「4か月」とし、在留期間の更新は1回限りとなっています。</p> <p>JITCOでは、当該在留資格の入管への点検及び取り次ぎも対応しております。</p>	<p>法務省 「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置について https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html</p> <p>JITCOの点検・取り次ぎサービス https://www.jitco.or.jp/ja/service/service.html#section1</p>
1-16	特定技能外国人が退職する場合、特定技能所属機関や外国人本人、登録支援機関が提出する届出はどのようなものですか。	<p>○特定技能所属機関の届出は、雇用契約の満了による退職と、本人都合・会社都合による途中退職によって異なります。</p> <p>なお、退職理由がどちらであっても、社会保険、雇用保険、住民税等の届出は、一般の労働者の退職と同様に行います。脱退一時金を請求する場合における届出も以下を参照ください。</p> <p>(雇用契約の期間満了による退職)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式 3-1-2号) ② 支援委託契約の終了又は締結に係わる届出書(参考様式 3-3-2号) <p>(雇用契約期間途中での退職)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受入れ困難に係る届出書(参考様式 3-4号) ② 受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書(参考様式 5-11号) ③ 特定技能雇用契約に係る届出書(参考様式 3-1-2号) <p>(雇用契約期間終了後、後日出国する等の理由により、支援委託契約の終了又は締結に係わる届出書(参考様式 3-3-2号)が必要になる場合があります。)</p> <p>○特定技能外国人本人は、契約機関に関する届出(参考様式1の4)の提出が必要な場合があります(求職活動等、すぐに転職しない場合等)。この届出は、所属機関が本人に代わって行う事も可能です。</p> <p>○登録支援機関は、いずれの場合においても、提出する届出書はありません。</p> <p>届出のタイミング、書類の記載例等の詳細は出入国在留管理庁のHPやJITCO教材の「記載例集」にてご確認ください。</p>	<p>出入国在留管理庁 特定技能所属機関(受入れ企業・事業主の方)による随時届出提出資料一覧表 (雇用契約・受入れ困難) https://www.moj.go.jp/isa/content/001361526.pdf</p> <p>出入国在留管理庁 特定技能所属機関からの随時届出に関連してお問い合わせの多い事項について(Q&A) https://www.moj.go.jp/isa/content/001386304.pdf</p> <p>JITCOの記載例集は、JITCO教材オンラインショップで販売しています。 https://onlineshop.jitco.or.jp/shopbrand/ct34/</p>
NEW 1-17	特定技能外国人の賃金を変更する場合の届出はどのようなものですか。	<p>雇用条件に係る「賃金」の変更について届出を行うに際し、基本賃金の増額等、特定技能外国人にとって利益となる内容へと変更となった場合の届出は不要です。</p> <p>特定技能外国人にとって不利益となる、基本賃金や賞与を減額したり、昇給を無しにしたりする場合等については、届出が必要になります。</p>	<p>出入国在留管理庁 届出手続き 特定技能雇用契約の変更届出が不要となる場合の取扱いについて https://www.moj.go.jp/isa/content/001401874.pdf</p>
NEW 1-18	「特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況(参考様式第 3-6号(別紙))」における、活動日数と報酬の支払総額が一致させる必要がありますか。	<p>該当月の活動日数と報酬の支払総額を一致していなくても差し支えありません。届出対象期間の各該当月に実際に支払われた報酬額を記載してください。</p>	<p>出入国在留管理庁 届出手続き 定期届出 Q&A https://www.moj.go.jp/isa/content/930005937.pdf</p>

	質問内容	回答	参考資料・URL
1-19	フルタイムの定義について教えてください。	勤務先の企業が定めている正社員の労働時間と同じ時間・日数で働く人を指します。 特定技能制度におけるフルタイムとは、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上で、かつ、週労働時間が30時間以上であることを指します。	出入国在留管理庁 特定技能運用要領・各種様式等 I 要領本体 特定技能外国人の受入れに関する運用要領 P43 https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri/07_00201.html
1-20	建設現場入場のための届出書の対象は誰ですか。	「一号特定技能外国人建設現場入場届出書」の活用は在留資格「特定技能」で建設業務に従事する建設分野の特定技能外国人が現場に入場される場合のみです。 「一号特定技能外国人現場入場届出書」については、右記をご確認ください。その他の在留資格（「技能実習」「定住者」など）の方については、届出書の対象ではありません。	国土交通省 概要、関係資料等【特定技能制度(建設分野)】 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html
NEW 1-21	特定技能2号で受入れが可能な分野はどのようなものがありますか。	令和5年6月9日、閣議決定により、特定技能2号の対象分野が、11分野に拡大しました。特定技能2号は以下の分野で受入れが可能です。 ●ビルクリーニング●素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業●自動車整備●航空●宿泊●農業●漁業●飲食料品製造業●外食●建設●造船・船用工業(全区分) なお、介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていません。	出入国在留管理庁 更新情報(UPDATE) https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/03_00067.html
NEW 1-22	特定技能2号技能評価試験等の受験に必要な情報はどこを見ることができますか。	特定技能2号技能評価試験等の情報は、各分野の特定技能2号技能評価試験等の試験情報、参考資料については、分野ごとのHPをご覧ください。	(情報が公開されている分野のみ掲載します。) ・ビルクリーニング分野 https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu ・素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 https://www.sswm.go.jp/exam_f02/ (ビジネス・キャリア検定) https://www.javada.or.jp/jigyoino/business/ (技能検定1級) https://www.javada.or.jp/jigyoino/giken.html ・建設分野 https://jac-skill.or.jp/exam/index.php ・造船・船用工業分野(溶接) https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/guide/welding2.html ・宿泊分野 https://caipt.or.jp/tokuteiginou/aaa ・農業分野 https://asat-nca.jp/asat2 ・漁業分野 https://suisankai.or.jp/skill ・飲食料品製造業分野 https://otaff1.jp/ (テキスト) https://jmac-foods.com/news/1652/ ・外食業分野 https://otaff1.jp/ (テキスト) https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/ ・日本語試験 https://www.jlpt.jp/

	質問内容	回答	参考資料・URL
2-1	技能実習制度とはどのような制度ですか。	外国人技能実習制度とは、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として1993年に創設された制度です。 2017年11月、技能実習法が施行され、新たな技能実習制度がスタートしました。 JITCOのHPでは、本制度をわかりやすく解説しています。	JITCO(国際人材協力機構) 外国人技能実習制度とは https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/
2-2	事業協同組合を設立するにはどうしたらいいですか。	団体監理型技能実習において監理事業を行うことが認められる法人の一つとして、事業協同組合があります。事業協同組合の設立を検討する場合は、全国中小企業団体中央会の「都道府県中央会一覧」をご覧ください。各都道府県中央会にお問い合わせください。	全国中小企業団体中央会 都道府県中小企業団体中央会 https://www.chuokai.or.jp/index.php/bussinesslink/chuokailinklist/
2-3	監理団体を探すにはどうしたらいいですか。	監理事業の許可を得た団体を探す場合は、外国人技能実習機構(OTIT)のHPに一覧が掲載されていますのでご覧ください。	外国人技能実習機構(OTIT) 監理団体の検索 https://www.otit.go.jp/search_kanri/
2-4	監理団体は職業紹介事業の許可が必要ですか。	通常、求人者と求職者の間における雇用関係の成立をあっせんする場合、職業紹介事業の許可が必要になります。しかし、技能実習制度においては監理団体の許可を受ければ、技能実習に限って職業紹介事業を行うことができます。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第5章 監理団体の許可等 P179~ https://www.otit.go.jp/jissy_uunyou/
2-5	技能実習計画の作成指導者とはどのような役割ですか。	団体監理型の実習実施者が技能実習計画を作成するにあたっては、技能実習計画作成指導者と呼ばれる監理団体の役職員(常勤・非常勤を問わない)による指導や確認が必要です。 作成指導者には以下の①~③の要件及び業務が求められます。 ① 技能実習生に修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有すること ② 実習実施者が技能実習生に従事させようとする作業が、技能実習を行わせる事業所において通常行われている内容であることを確認すること ③ 当該作業が移行対象職種・作業に係るものである場合には、実習実施者に審査基準を丁寧に説明し、定められている業務の内容が必須業務等として実施可能であることを確認すること	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第5章 監理団体の許可等 P202~203 https://www.otit.go.jp/jissy_uunyou/
NEW 2-6	監理団体と業務委託契約を締結した者を作成指導者に任命することは可能ですか。	監理団体と雇用契約がない者を作成指導者として、技能実習計画の作成指導を行わせた場合は、技能実習法第38条の、名義貸しに該当するおそれがあります。業務委託契約では監理団体との雇用関係がないため不可となります。 違反した場合には、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象となります。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第5章 監理団体の許可等 P203 https://www.otit.go.jp/jissy_uunyou/
2-7	監理団体が実習実施者に対して行う定期監査の頻度について、どのように考えればよいですか。	入国後講習開始日の属する月を起算月として、3月ごとに少なくとも1回監査を実施する必要があります。 例えば、講習開始日が4月であれば、6月末日までに1回以上実施、次回は、7月1日から9月末日までの間に1回以上実施となります。	外国人技能実習機構(OTIT) よくあるご質問(その他) No.1-2 https://www.otit.go.jp/files/user/%EF%BC%88%E4%B8%BB%E5%8B%99%E7%9C%81%E5%BA%81%E5%9B%9E%E7%AD%94%E5%BE%8C%EF%BC%89%EF%BC%88%E4%BD%9C%E6%A5%AD%E7%94%A8%EF%BC%89220407-999%20%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%8B%E3%81%94%E8%B3%AA%E5%95%8F%EF%BC%88%E3%81%9D%E3%81%AE%E4%BB%96%EF%BC%89.pdf
2-8	監理団体において、新たに職種を追加したいです。	外国人技能実習機構(OTIT) 本部技能実習部審査課へ変更届出を行ってください。右記のリンクに提出書類一覧表がありますのでご覧ください。なお、特定職種(自動車整備、介護、漁船漁業・養殖業)の場合は、特定職種以外の場合とは提出書類が異なりますので、個別の提出書類一覧表をご覧ください。	外国人技能実習機構(OTIT) 変更届案内 https://www.otit.go.jp/kanri_henkoutodoke/
2-9	受け入れ人数枠の算定基礎となる常勤職員の定義について教えてください。	以下のいずれかに該当する場合は、技能実習の人数枠における常勤職員とみなされます。 ① 所定労働日数が週5日以上及び年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上 ② 雇用保険の被保険者であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上 常勤職員には、外国にある事業所に所属する常勤職員、技能実習生を含みません。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 第2節 第12 技能実習生の人数枠に関するもの P123 https://www.otit.go.jp/jissy_uunyou/

	質問内容	回答	参考資料・URL
2-10	常勤職員は法人単位ですか。	常勤職員は法人単位です。ただし、介護職種については事業所単位です。	外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 第2節 第12 技能実習生の人数枠に関するもの P123 https://www.otit.go.jp/jissyunyou/ 外国人技能実習機構(OTIT) 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領 介護職種の基準について 第4 技能実習生の人数枠に関するもの P25 https://www.otit.go.jp/tokutei_ginou/#abstract_Kaigo2
2-11	建設関係職種や介護職種は受入れ人数枠に固有要件があると聞きました。その要件はどのようなものですか。	(建設関係職種) ① 上述 2-9 の基本人数枠に上乗せされる要件として、技能実習生の総数が常勤職員の総数を越えることが出来ません。 ② ただし、実習実施者・監理団体の両方が優良要件を満たしていれば①の適用はありません。優良要件については後述 2-21 をご参照ください。 詳細は、建設関係職種の基準に関する運用要領をご確認ください。 (介護職種) ① 事業所単位で、介護を主たる業務とする常勤介護職員の総数に応じて設定されています。 ② 技能実習生の総数が事業所の常勤介護職員の総数を越えることは出来ません。 ③ 法人単位ではなく事業所単位、「施設種別コード表」(介護参考様式第8号別紙)に掲載の事業所になります。 詳細は、介護職種の基準に関する運用要領をご確認ください。	外国人技能実習機構(OTIT) 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領 建設関係職種等の基準について 第3 技能実習生の数 P9～ https://www.otit.go.jp/tokutei_ginou/#anchor02 外国人技能実習機構(OTIT) 特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領 介護職種の基準について 第4 技能実習生の人数枠に関するもの P23～ https://www.otit.go.jp/tokutei_ginou/#abstract_Kaigo2
2-12	移行対象職種とは何ですか。	移行対象職種とは、その職種に従事している技能実習生が第1号技能実習(1年以内の在留)から第2・3号技能実習(各号2年以内、1号から3号で最大5年の在留)に移行することを認められる業務です。 移行対象職種の一覧は厚生労働省のサイトをご覧ください。 必須業務等、移行対象職種の基本的な考え方はJITCOの「技能実習制度の職種・作業について」をご確認ください。	厚生労働省 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000932483.pdf JITCO 技能実習制度の職種・作業について https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/occupation.html
2-13	技能検定と技能実習評価試験の試験問題はどこで見られますか。	技能検定の参考資料は、中央職業能力開発協会(JAVADA)の「技能検定試験問題公開サイト」をご覧ください。 ただし、機械保全とビルクリーニングの職種は個別の試験実施機関にご照会ください。 技能実習評価試験の参考資料は、各試験実施機関にご照会ください。	中央職業能力開発協会 技能検定試験公開サイト https://www.kentei.javada.or.jp/ 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会(機械保全職種の試験実施機関) https://www.kikaihozenshi.jp/basic/ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(ビル・クリーニング職種の試験実施機関) https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/foreigner 外国人技能実習機(OTIT) 試験実施機関一覧 https://www.juken.otit.go.jp/ichiran_kikan.pdf
2-14	一定の危険・有害な業務に労働者を就かせるときに必要な特別教育の内容や時間数について教えてください。	危険・有害な業務に労働者を就かせるときに事業者が行わなければならない教育のことを特別教育といいます。日本人・外国人に関係なく、必要となる特別教育を実施しないことは労働安全衛生法に違反します。 特別教育の内容については、安全衛生情報センターの「安全衛生特別教育規程」をご覧ください。	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-16/hor1-16-1-1-0.htm
2-15	技能実習生が受講できる特別教育・技能講習機関はありますか。	特別教育は自社内で実施することも可能ですが、社外の教習機関を利用することもできます。なお、特に危険・有害な業務は特別教育ではなく技能講習の受講が必要となります。 教習機関による特別教育・技能講習をご希望の際は、JITCOの「技能実習生の技能講習・特別教育受講」をご覧ください。	JITCO 実習生保護支援・在留支援 https://www.jitco.or.jp/ja/service/protection/index.html
2-16	介護職種の教材はありますか。	JITCOでは介護職種の技能実習生向け、介護施設や仕事の内容、日本語について学ぶためのテキストを販売しています。 また、公益社団法人日本介護福祉士会が日本の介護を学ぶための総合プラットフォームを提供しています。	JITCO 教材オンラインショップ https://onlineshop.jitco.or.jp/ 公益社団法人日本介護福祉士会 にほんごをまなぼう https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/

	質問内容	回答	参考資料・URL
2-24	技能実習生が妊娠した場合、どのように対応したらいいですか。	<p>妊娠、出産等を理由とした技能実習生の解雇や不利益な取扱いは法律で禁止されています。また、送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。技能実習生の意に反して一方的に技能実習を打ち切った場合、また、その場合に監理団体がそれを知りながら何ら措置を講じなかった場合は、技能実習計画の認定取消し又は監理団体の許可の取消しの対象になります。</p> <p>一度技能実習を中断した後に、同じ実習実施者の下で技能実習を再開する場合には、技能実習計画の変更認定申請を行ってください。</p> <p>技能実習生から妊娠を伝えられた場合の対応については、外国人技能実習機構(OTIT)による案内と相談窓口をご参照ください。</p> <p>また、妊娠や出産をした場合等における在留資格上の取扱いについては、最寄りの地方出入国在留管理局にご相談ください。</p>	<p>出入国在留管理庁 技能実習生の妊娠・出産について https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/10_00033.html</p> <p>技能実習機構(OTIT) 監理団体・実習実施者向け妊娠・出産リーフレット「外国人技能実習機構(OTIT): 監理団体・実習実施者の皆様へ 大切なおしらせ 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません」 https://www.otit.go.jp/files/user/230406-101.pdf</p> <p>外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習制度運用要領 第4章 技能実習計画の認定等 第10節 技能実習実施困難時の届出等 P167~ https://www.otit.go.jp/jissyu_unyou/</p>
2-25	技能実習生が結婚を望んだ場合、どうなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生同士が結婚する場合は、独身証明書を各国の在日大使館で入手し、市区町村の窓口へ婚姻届を提出してください。制度上、家族の帯同は認めていませんので、在留資格は技能実習のままとなります。 日本人と結婚する場合で、在留資格の変更を希望する場合は、住所地を管轄する地方出入国在留管理局へご相談ください。なお、事前に実習実施者、監理団体、送出機関へも報告しておくようにしてください。技能実習を終了する場合には、外国人技能実習機構(OTIT)へ「技能実習実施困難時届出書」を提出してください。 他の在留資格で在留中の外国人と結婚する場合も、事前に最寄りの地方出入国在留管理局へご相談ください。 	<p>出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター等 https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html</p> <p>出入国在留管理庁 FRESC(外国人在留支援センター) https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html</p>
2-26	技能実習生のための生活マニュアルや行政手続について書かれているものはありますか。	<p>日本で生活する技能実習生に向けて、「技能実習生手帳」が用意されています(PDFまたはアプリ)。 ●中国語●ベトナム語●タガログ語(フィリピン) ●インドネシア語●タイ語●カンボジア語 ●ミャンマー語●モンゴル語●英語</p> <p>JITCO では、日本で生活する外国人向けに、自治体での手続、交通機関・医療機関の利用方法、公的年金等について、母国語で説明した教材(有料)を用意しています。</p>	<p>外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習生の皆様へ 基本情報(技能実習生手帳) https://www.otit.go.jp/notebook/</p> <p>JITCO 日本の生活案内(新訂版) https://onlineshop.jitco.or.jp/shopdetail/00000000233/ct39/page1/recommend/</p>
NEW 2-27	母国語で相談したい場合はどうしたらいいですか。	<p>(OTIT) 技能実習生が仕事や日常生活等に関して母国語で相談したい場合は、外国人技能実習機構(OTIT)が電話・メール・手紙・Zoom オンライン通話による多言語での相談を無料で実施しています。</p> <p>対応可能言語: ●ベトナム語●中国語●インドネシア語●フィリピン語 ●英語●タイ語●カンボジア語●ミャンマー語</p> <p>(CLAIR) 日本に住んでいる外国人が生活上の問題で相談したい場合は、各地域に地域国際化協会の多言語相談窓口があります。対応可能な言語等については、相談窓口一覧表をご確認ください。</p>	<p>外国人技能実習機構(OTIT) 技能実習生向け相談業務の実施 https://www.otit.go.jp/files/user/210331-1.pdf</p> <p>Zoom によるオンライン相談 https://www.otit.go.jp/files/user/%E3%80%90%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E3%80%91Zoom%E5%91%A8%E7%9F%A5.pdf</p> <p>技能実習 SOS・緊急相談専用窓口 https://www.otit.go.jp/files/user/docs/sos.pdf</p> <p>地方事務所・支所での通訳人による相談窓口 https://www.otit.go.jp/files/user/240404-100.pdf</p> <p>一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR) 地域国際化協会:日本に住んでいる外国人向け多言語相談窓口 http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html</p>
2-28	有識者会議の情報をどこで見られますか？	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議のホームページをご確認ください。	<p>出入国在留管理庁 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html</p>